

第 10 期 伊 達 市 分 別 収 集 計 画

(計画期間 令和5年度～令和9年度)

令 和 4 年 6 月

北 海 道 伊 達 市

経 済 環 境 部 環 境 衛 生 課

第 10 期 伊 達 市 分 別 収 集 計 画

令和 4 年 6 月

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動していくことが重要である。

本市の廃棄物処理については、ダイオキシン類問題を背景に、平成9年に国が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類の排出防止ガイドライン」において、ごみの燃焼処理に際しては、日処理量100トン以上の大型施設にて安定的に24時間連続運転、さらに高度な排ガス対策や灰の熔融処理を求めていることから、北海道の「ごみ処理の広域化計画」に基づき、平成12年に西胆振7市町村（室蘭市、伊達市、虻田町、豊浦町、壮瞥町、洞爺村、大滝村）で構成する「西いぶり廃棄物処理広域連合」を設立し、廃棄物については平成14年12月、再生資源物については平成16年4月から広域処理に移行されている。

こうした状況を踏まえ、本計画書は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、中間処理或いは最終処分量の削減を図ることを目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したもの。

2. 基本的方向

- ◎自然環境に恵まれた地域の特性を活かした資源循環型の社会づくり
- ◎全ての関係者が一体となったごみの排出抑制の取り組み
- ◎市民総参加のもとにごみ減量化とリサイクル運動の推進
- ◎環境負荷の低減を考える必要性から各年代層にあった環境教育の充実

3. 計画の期間

本計画は3年ごとに5年間の計画を策定するものであり、第10期伊達市分別収集計画は令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度から令和9年度まで）の計画とする。

4. 対象品目

本計画は、「容器包装廃棄物」のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

また、「その他の再生資源物」として、生きびん、新聞・チラシ、雑誌等の古紙についても本計画の対象品目とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(1) 容器包装廃棄物

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	3,011t	2,972t	2,933t	2,897t	2,860t
【内 訳】					
主としてスチール製の容器	98t	96t	95t	94t	93t
主としてアルミ製の容器	170t	167t	164t	163t	160t
無色のガラス製容器	277t	274t	270t	267t	263t
茶色のガラス製容器	243t	240t	237t	234t	231t
その他の色のガラス製容器	86t	84t	84t	82t	82t
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミが利用されているものを除く)	59t	59t	58t	57t	57t
主として段ボール製の容器	705t	696t	687t	679t	671t
主として紙製の容器包装であって 上記以外のもの	282t	278t	274t	270t	266t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料又は しょうゆを充てんするためのもの	310t	307t	303t	300t	296t
主としてプラスチック製の容器包装 であって上記以外のもの	781t	771t	761t	751t	741t

(2) その他の再生資源物

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生きびん	1t	1t	1t	1t	1t
新聞・チラシ	508t	502t	496t	490t	484t
雑誌等の古紙	172t	169t	167t	165t	163t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら下記の方策を実施する。

(1) リサイクル運動推進事業助成金制度

自治会、子供会、老人クラブ等が実施する集団回収を促進するため、平成9年度から行っているリサイクル運動推進事業助成金制度を継続し、事業の推進を図る。

【令和3年度実績】

◎ 対象品目	紙類、びん類
◎ 登録団体数	73 団体
◎ 助成額	1 kg当たり 3 円
◎ 回収総量	452,576 kg
◎ 助成金交付額	1,351,600 円

【令和4年度予算】

◎ 対象品目	紙類、びん類
◎ 登録団体数	82 団体
◎ 助成額	1 kg当たり 3 円
◎ 回収総量	600,000 kg
◎ 助成金交付額	1,800,000 円

(2) 紙類回収庫の設置による紙類リサイクルの促進

伊達地区に7ヶ所・大滝地区に3ヶ所の紙類回収庫を設置し、市民や事業者が排出するリサイクル可能な古新聞や古雑誌、段ボール、紙パックなどの紙類を無料で受け入れ、対象品目の容器包装廃棄物としてリサイクルすることにより、廃棄物処理量の減量化を進める。

(3) あおぞらフリーマーケットの開催

再生品の積極的な利用の促進のため、消費者協会と協力し、市民による再生品の需要拡大を図る。

(4) 学習機会の提供

小中学校を対象とした「出前講座」など、環境教育活動の充実を図る。

(5) その他啓発活動

市の広報誌を活用し、廃棄物の特集を組むなど、市民に対してのPRを積極的に行うとともに、ホームページやフェイスブックなどを活用し、情報提供の拡充を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残存容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

(1) 容器包装廃棄物に係る分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器	ガラスびん
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器	
その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミが利用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他（飲料用紙パック、段ボール以外）の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル

(2) その他の再生資源物に係る分別の区分

区 分	収集に係る分別の区分
生きびん	生きびん
新聞・チラシ	新聞・チラシ
雑誌等の古紙	雑誌

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(1) 容器包装廃棄物

分類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度					
缶類	主としてスチール製の容器									
	20t	19t	19t	19t	19t					
缶類	主としてアルミ製の容器									
	46t	45t	44t	44t	43t					
ガラスびん	無色のガラス製容器									
	合計 75t		合計 74t		合計 73t		合計 72t		合計 71t	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	75t	-	74t	-	73t	-	72t	-	71t	-
	茶色のガラス製容器									
	合計 86t		合計 85t		合計 84t		合計 83t		合計 82t	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	86t	-	85t	-	84t	-	83t	-	82t	-
	その他の色のガラス製容器									
	合計 51t		合計 50t		合計 50t		合計 49t		合計 49t	
(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
51t	-	50t	-	50t	-	49t	0t	49t	-	
紙パック	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミが利用されているものを除く）									
	4t	4t	4t	4t	4t					
段ボール	主として段ボール製の容器									
	360t	356t	351t	347t	343t					
その他の紙	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの									
	合計 282t		合計 278t		合計 274t		合計 270t		合計 266t	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
ペットボトル	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの									
	合計 96t		合計 95t		合計 94t		合計 93t		合計 92t	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
その他の紙	合計 68t		合計 28t		合計 67t		合計 27t		合計 65t	
	68t	28t	67t	28t	67t	27t	66t	27t	65t	27t
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの									
	合計 781t		合計 771t		合計 761t		合計 751t		合計 741t	
(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
781t	-	771t	-	761t	-	751t	-	741t	-	
(うち白色トレイ)										
(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
26t	-	25t	-	24t	-	23t	-	22t	-	

(2) その他の再生資源物

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生きびん					
	1t	1t	1t	1t	1t
新聞・チラシ					
	508t	502t	496t	490t	484t
雑誌等の古紙					
	172t	169t	167t	165t	163t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法は以下のとおり。

$$\text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は令和2年国勢調査（確定値）における5年間の人口変動を基に、次のとおり設定する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
32,201 人	31,801 人	31,407 人	31,018 人	30,633 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.76%	98.76%	98.76%	98.76%	98.76%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会等による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

分別収集の実施主体

廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
分別基準適合物等	スチール	委託業者による指定日回収	西いぶり広域連合 (リサイクルプラザ) ※大滝区は ストックヤードで 一時保管	
	アルミニウム			
	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙パック	紙パック	自治会等による 集団回収 及び 紙類回収庫による 回収	民間業者	
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器	その他の紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	西いぶり広域連合 (リサイクルプラザ) ※大滝区は ストックヤードで 一時保管	
その他の再生資源物	生きびん	自治会等による 集団回収	民間業者	
	新聞・チラシ	自治会等による 集団回収 及び 紙類回収庫による 回収		
	雑誌等の古紙	雑誌		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類（スチール、アルミニウム）、ガラスびん（無色、茶色、その他）、ペットボトルについては、西いぶり広域連合で選別、圧縮、保管等を行います。

また、自治会等が実施している集団回収によるその他の再生資源物については、引き続きこれらの団体及び資源回収事業者が選別、保管等を行います。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する再生資源物の種類	収集に係る分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール	缶類	【伊達地域】 箱形 プラスチックコンテナ	2t平ボディ車	西いぶり広域連合 (リサイクルプラザ)
アルミニウム				
無色ガラス	ガラスびん	【大滝区】 リサイクルボックス (リサイクル専用 ボックス型 ごみステーション)		
茶色ガラス				
その他ガラス				
ペットボトル	ペットボトル	【伊達地域】 網袋 【大滝区】 リサイクルボックス (リサイクル専用 ボックス型 ごみステーション)		

分別収集に必要な施設計画

(1) 排出段階

【伊達地域】

施設の種類	対象とする 容器包装廃棄物 の種類、量等	施設等の仕様 (形状、型式、能力、数量等) 及び整備計画	管 理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
1. 排出容器				
箱形 プラスチック コンテナ	a 缶類 (スチール缶、 アルミニウム缶 分別必要なし)	(仕様) ◎材質：合成樹脂 ◎容量： ・缶…オレンジコンテナ ・有効内寸 …613mm×373mm×295mm ・びん…青コンテナ 480mm×309mm×257mm ◎数量：収集ステーション 1ヶ所当たり各1～5個	市	
網袋	b びん類 (色分別の必要あり)	(仕様) ◎材質：ポリエチレン単糸 ◎容量：1.0m×1.0m ◎数量：収集ステーション 1ヶ所当たり1～3袋	市	
2. 集積場所	c ペットボトル	既存のごみステーション を利用 ◎ステーション数：805ヶ所	市	ステーション の維持管理は、 自治会で実施。

【大滝区】

施設の種類	対象とする 容器包装廃棄物 の種類、量等	施設等の仕様 (形状、型式、能力、数量等) 及び整備計画	管 理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
1. 排出容器				
リサイクル ボックス (リサイクル専用 ボックス型 ごみステーション)	a 缶類 (スチール缶、 アルミニウム缶 分別必要なし)	(仕様) ◎材質：スチール製 ◎容量： ・有効内寸 …1,800mm×700mm×1,200mm ◎数量：ごみステーション 1ヶ所に1台	市	
	b びん類 (色分別の必要なし)			
	c ペットボトル			
2. 集積場所	a 缶類	既存のごみステーション を利用 ◎ステーション数：48ヶ所	市	ステーション の維持管理は、 自治会で実施。
	b びん類			
	c ペットボトル			

(2) 運搬段階

施設の種類	対象とする 容器包装廃棄物 の種類、量等	施設等の仕様 (形状、型式、能力、数量等) 及び整備計画	管 理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
専用車両 資源回収用 平ボディ車	a 缶類 b びん類 c ペットボトル	(仕様) ◎形式：最大積載量 2 t ◎数量：2 台	委託業者	【伊達地域】 平成9年度 から開始 【大滝区】 平成12年度 から開始

(3) 中間処理段階

施設の種類	対象とする 容器包装廃棄物 の種類、量等	施設等の仕様 (形状、型式、能力、数量等) 及び整備計画	管 理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
再生施設				
①選別・圧縮 設備	a 缶類 (スチール缶、 アルミニウム缶 分別)	(仕様) ◎主要機器： ベルトコンベア、磁選機、 アルミ選別機、圧縮機 ◎能力：3.5t/1日	西いぶり 広域連合	平成16年度 から開始
	b びん類 (無色、茶色、 その他の分別)	(仕様) ◎主要機器： ベルトコンベア手選別 ◎能力：5.5t/1日	西いぶり 広域連合	平成16年度 から開始
	c ペットボトル	(仕様) ◎主要機器： ベルトコンベア手選別、 圧縮梱包機 ◎能力：3.4t/1日	西いぶり 広域連合	平成16年度 から開始
②ストック ヤード	a 缶類	(仕様) ◎形状： 上屋付きストックヤード ◎ストックスペース：25.6㎡		
	b びん類	(仕様) ◎形状： 上屋付きストックヤード ◎ストックスペース：22.6㎡		
	c ペットボトル	(仕様) ◎形状： 上屋付きストックヤード ◎ストックスペース：43.7㎡		

12. その他再生資源物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民・事業者の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、必要に応じ、市民・事業者・消費者団体等からなる伊達市廃棄物減量等推進審議会への諮問及び審議を行い、推進体制を整備します。